

日本下水道協会東京都支部排水設備工事責任技術者 資格試験及び更新講習実施要領

(目的)

第1条 この要領は、日本下水道協会東京都支部(以下「支部」という。)排水設備工事責任技術者資格試験及び更新講習実施要綱(以下「実施要綱」という。)に定める基本的事項の実施等において必要な事項を定めることを目的とする。

(試験の受験資格)

第2条 実施要綱第7条第1項第1号に規定する「これに相当する課程」とは、次の各号に掲げる課程とする。

- (1) 土木科、農業土木科及び農業工学科
- (2) 建築科、建築工学科及び設備工学科
- (3) 衛生工学科
- (4) 支部長が前各号に掲げるものに準ずるものとして認める課程

2 実施要綱第7条第1項第2号、第3号及び第2項第2号に規定する年数は、試験の実施日を基準として算定するものとする。

3 実施要綱第7条第1項第4号に規定する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業能力開発施設において配管科を修了した者
- (2) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校以上の学校を卒業した者で、農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等(以下「農業集落排水施設等」という。)の工事の設計又は施工に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (3) 農業集落排水施設等の工事の設計又は施行に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (4) その他第1号から第3号までに準ずる者として、支部長が認める者

(試験の受験申込み)

第3条 実施要綱第8条に規定する試験の受験申込みは、受験申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、支部長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 実施要綱第7条第1項に規定する受験資格を有することを証明する書類(卒業証明書等)1通
- (2) 住民票(本人のみのもの)又は外国人登録済証明書(本人のみのもの)1通
- (3) 写真 2枚
- (4) 受験手数料払込金受領書

2 支部長は、受験申込書の提出を受けたときは、実施要綱第7条に規定する受験資格を確認のうえ受理し、速やかに試験の受験申込者に受験票(様式第2号)を送付するものとする。

(資格の認定)

第4条 支部長は、別に定める試験合否判定基準により、試験の合否を日本下水道協会東京都支部排水設備工事責任技術者資格試験等運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮り判定するものとする。

(責任技術資格者証)

第5条 実施要綱第2条第4号に定める責任技術資格者証の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 実施要綱第22条第1項に規定する記載事項変更の届出は、支部長に対しては、責任技術資格者証記載事項変更報告書（様式第4号。以下「変更報告書」という。）に変更事項を証する書類を添付して行い、下水道管理者に対しては、条例等で定める方法により行うものとする。

3 支部長又は下水道管理者は、前項の規定する変更報告書の提出を受けたときは、責任技術資格者証の記載事項変更欄（以下「記載事項変更欄」という。）にその旨を記載するものとする。

4 実施要綱第22条第2項に規定する再交付申請は、責任技術資格者証再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）に写真1枚及び再交付手数料払込金受領書を添えて支部長に対して行うものとする。

5 支部長は、前項に規定する再交付申請書の提出を受けたときは、内容を確認のうえ受理し、速やかに再交付申請者に責任技術資格者証を再交付するものとする。

(合格の取消しの異議申し立て)

第6条 実施要綱第11条の規定により試験の合格の取消しを通知された者は、その措置について異議がある場合、当該通知を受けた日以降14日以内に支部長に対し、書面をもって異議の申立てを行うことができるものとする。

2 支部長は、前項の異議の申立てを受けたときは、運営委員会に諮り、当該申立書を受理した日から起算して60日以内にその結果を申立て人に通知しなければならない。

(登録)

第7条 実施要綱第12条第3項に規定する責任技術者登録欄（以下「登録欄」という。）の様式は、様式第6号のとおりとし、同条同項に規定する支部長が別に定める記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 下水道管理者名

(2) 登録番号及び登録年月日

(3) 専属する指定下水道工事店名(記載事項変更欄に記入するものとする。ただし、すでに記入済みの場合を除く)

(登録者名簿の様式)

第8条 実施要綱第12条第5項に規定する登録者名簿の様式は、様式第7号のとおりとする。

(更新講習又は試験の周知)

第9条 支部長は、更新講習を円滑に実施するため、下水道管理者及び資格認定の更新を必要とする責任技術資格者に対し、あらかじめ更新講習の日時及び会場（以下

「期日等」という。)を通知するものとする。

- 2 支部長は、試験を円滑に実施するため、下水道管理者に対し、あらかじめ試験の期日等を通知するものとする。
- 3 前2項の規定により通知を受けた下水道管理者は、広報その他の手段により、あらかじめ更新講習又は試験の期日等を公表するものとする。
- 4 入院その他やむを得ない事由により、通知を受けた日に更新講習を受講することができなかった責任技術資格者は、要綱第16条第3項の規定により、支部長が実施する追加更新講習を受講することができる。この場合において、第1項及び第2項の規定は、当該更新講習の期日等の通知について準用する。

(更新講習の受講申込み)

第10条 実施要綱第18条に規定する更新講習の受講申込みは、受講申込書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付して、支部長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 写真 2枚
- (2) 受講手数料払込金受領書
- (3) 実施要綱第10条第2項又は第19条第1項の規定により現に受けている責任技術資格者証の写し 1通

2 実施要綱第21条に規定する更新講習の特例の受講申込みは、受講申込書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付して、支部長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 写真 2枚
- (2) 受講手数料払込金受領書
- (3) 有効期限が満了した責任技術資格者証の写し 1通

3 支部長は、受講申込書の提出を受けたときは、前2項に規定する書類の有無及び内容を確認のうえ受理し、速やかに更新講習の受講申込者に受講票(様式第9号)を送付するものとする。

(修了者名簿の様式)

第11条 実施要綱第19条第1項に定める修了者名簿の様式は、様式第10号のとおりとする。

(受験及び受講手数料)

第12条 実施要綱第23条に規定する手数料は、支部長が運営委員会に諮り定めるものとする。

2 運営に係る経費のうち、手数料を充当することが適当でないと支部長が判断する経費については、各下水道管理者の負担とする。

(協定書の様式)

第13条 実施要綱第24条第2項に規定する協定書の様式は、様式第11号のとおりとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めのない事項その他の細則については、支部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8 年 1 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 0 年 1 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 1 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 7 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 2 月 2 5 日から施行し、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

様式一覧表

様式 番号	名 称	条 項
第 1 号	受験申込書	第 3 条第 1 項
第 2 号	受験票	第 3 条第 2 項
第 3 号	責任技術資格者証	第 5 条第 1 項
第 4 号	責任技術資格者証記載事項変更報告書	第 5 条第 2 項
第 5 号	責任技術資格者証再交付申請書	第 5 条第 4 項
第 6 号	責任技術者登録欄	第 7 条
第 7 号	登録者名簿	第 8 条
第 8 号	受講申込書	第 10 条第 1 項
第 9 号	受講票	第 10 条第 3 項
第 10 号	修了者名簿	第 11 条
第 11 号	協定書	第 13 条